不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三中大韓民国の項に次のように加える。

五十四	KF80	呼吸器系の保護用マスク。
五十五	KF94	呼吸器系の保護用マスク。
五十六	KF99	呼吸器系の保護用マスク。
五十七	KF-AD	呼吸器系の保護用マスク。
五十八	 緑	水産品。
五十九	 緑	水産品。